



平成 29 年 2 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 小野 測 器
代表者名 代表取締役社長 安井 哲夫
(コード番号 6858 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 濱田 仁
(TEL. 045-476-9706)

取締役の退職慰労金制度の廃止および取締役に対する 株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 9 日開催の取締役会において、取締役退職慰労金制度の廃止、並びに平成 29 年 3 月 17 日開催予定の第 63 回定時株主総会に、当社社外取締役以外の取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の退職慰労金制度の廃止

当社は、取締役報酬制度の見直しを行い、取締役の退職慰労金制度を平成 29 年 3 月 17 日開催予定の第 63 回定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。これに伴い、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役については、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給することとし、取締役の退任時に支払う予定といたします。

なお、取締役に対する退職慰労金の打切り支給については、当該定時株主総会に議案を付議いたします。

2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、退職慰労金制度を廃止し、社外取締役以外の取締役に対して、当社株価と社外取締役以外の取締役の報酬の連動性を強め、業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を高めることを目的として新株予約権を割り当てるものであります。

3. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個あたり 100 株とする。なお、当該株式報酬型ストックオプションの導入に関する議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 50,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

500 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を必要とするものとする。

(8) その他新株予約権の内容

上記(1)から(7)の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定めることとする。

(ご参考)

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を、取締役会決議により割り当てる予定であります。

以上